

ふれあい福祉コーナー

児童扶養手当法の一部改正について

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は、児童扶養手当を受給できませんでした。12月以降は、年金額が、児童扶養手当より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

●今回の改正により新たに児童扶養手当を受け取れる場合

▼お子さんを養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している場合▼父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合▼母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合など

※該当する方はあらかじめご相談ください。

※児童扶養手当は、申請の翌月分から支給します。ただし、これまで公的年金を受給していたことにより児童扶養手当を受給できなかった方のうち、平成26年12月1日に支給要件を満たしている方が、平成27年3月までに申請した場合は、平成26年12月分の手当から受給できます。

【参考】児童扶養手当の月額

▼子ども1人の場合 全部支給4万1020円、一部支給9680円、4万1010円（所得に応じて決定）
▼子ども2人以上の加算額 2人目5000円、3人目以降1人につき3000円
閏子育て支援課 ☎427

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度の案内

お子さんの入学準備に必要な経費の一部（子ども1人につき1万円）を助成します。

※次のすべてに該当する方

▼平成27年4月に中学校へ入学予定（現在小学6年生）のお子さんを養育している方▼市民税非課税世帯の母子家庭の母、父子家庭の父または父母のない児童を養育している方
申申請書（子育て支援課で配布）を、12月26日までに、子育て支援課（☎209）へ

※児童扶養手当受給者で対象の方は、現況届を提出する際に手続きが済んでいるため、申請は不要です。
※生活保護受給者は対象外です。

「不用品を買い取る」の訪問購入にご注意ください

【事例1】「身につける物なら何でも買い取りに行く」と電話があり、訪問を了承した。来訪した業者は用意した洋服に目もくれず「貴金属はないか」と聞いてきた。「ない」と答えても、しつこく聞かれ、仕方なく親の形見のアクセサリーなど数点を見せたところ、「売ってくれ」と30分粘られた。それでも断ったところ、品物を侮辱して帰っていった。

【消費者へのアドバイス】

①業者が訪問購入をしようとするときは、買い取りの勧誘に先立って、購入業者の氏名または名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨および当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければなりません。業者が電話などで「不用品を買い取りたい」とだけ告げ来訪する行為は、法律で禁止されています。

②「衣類を買い取る」とだけ言っていた購入業者が同時に貴金属の買い取りの勧誘をすることは、法律で禁



法律相談

法律上の諸問題についての相談（弁護士が対応）※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日
午後1時20分～4時
場市民相談室
定8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談（行政相談委員が対応）

☎1月14日(水)
午後1時30分～3時30分
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

☎1月19日(月)
午後1時～4時
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

1月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約は、電話で受け付けます。
★相談日が祝日の場合は、お休みです。
★12月27日(土)～平成27年1月4日(日)はいずれの相談もお休みです。

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

☎1月5日(月)
午後1時～4時
場市民相談室

広聴広報課 ☎373

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談（宅地建物取引主任者が対応）

☎1月13日(火)
午後1時～4時
場駅前出張所内相談室

広聴広報課 ☎373

DV相談

DV被害（配偶者などからの暴力）について電話・面談による相談（女性相談員が対応）

☎毎週月・金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
※面談の場合は、要予約
☎996-3955
(DV相談支援室専用電話)
人権・男女共同参画課 ☎811

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩みについての相談（女性相談員が対応）

☎毎週水曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場駅前出張所内相談室
定5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

人権相談

プライバシーの侵害など基本的人権についての相談（人権擁護委員が対応）

☎1月8日(木)
午後1時～4時
場市民相談室

人権・男女共同参画課 ☎811

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談（心配ごと相談員が対応）

☎1月7日(水)・21日(水)
午後1時～4時(電話相談可)
場身体障害者福祉センターやすらぎ
☎998-7616
(心配ごと相談専用電話)
社会福祉協議会 ☎995-3636

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談（専門医が対応）

☎1月5日(月)
午後1時～2時30分
場保健センター
定2人(事前予約制)

保健センター ☎995-3381

消費生活相談

悪質商法などに関する問題や借金問題など消費生活全般についての相談（消費生活相談員が対応）

☎毎週月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～4時
場消費生活センター
※受け付けは商工観光課
商工観光課 ☎336

内職相談

内職の求人、求職のあっせんについての相談（内職相談員が対応）

☎毎週火曜日
午前10時～正午
午後1時～3時30分
場市民相談室

商工観光課 ☎336

若年者就職相談

若年者（40歳未満、学生・生徒可）の就職、転職、技能能力などについての相談（キャリアカウンセラーが対応）

☎1月7日(水)・21日(水)
午前10時～正午
午後1時～4時
場勤労青少年ホームゆまにて
定5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談（専任教育相談員が対応）

☎毎週月～金曜日
午前9時30分～正午
午後1時～4時
場教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談（家庭児童相談員が対応）

☎毎週月～金曜日
午前9時～正午
午後1時～4時
場家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談（子育てアドバイザーが対応）

☎1月22日(木)
午前10時～午後1時
場だいばら児童館(わんぱる)
定3人(事前予約制)

だいばら児童館 ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談（保育士が対応）

☎毎週月～金曜日
午前10時～正午
午後1時～3時
中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎1月18日(日)
午前9時～午後4時
毎週木曜日
午後5時15分～7時
場納税課

納税課 ☎330